

第 7 期計画地域密着型サービス事業者の公募

1 目的

「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第 7 期計画（平成 30 年度～平成 32 年度）」に基づき、地域密着型サービスの計画的な施設の整備をするため、指定予定事業者を選定することを目的に行う。

2 サービスの種類及び件数

在宅での施設入所待機者解消や中重度の要介護状態となっても在宅での生活が継続できるよう支えるため 4 種類のサービスと平成 30 年度及び令和元年度の選定に至らなかった件数も含め、9 事業者の公募を予定している。

- (1) 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」：4 件
- (2) 「認知症対応型共同生活介護」：1 件
- (3) 「小規模多機能型居宅介護」：3 件
- (4) 「看護小規模多機能型居宅介護」：1 件

【参考：第 7 期計画期間中における公募予定】

(令和：R)

地域密着型サービスの種類	第 7 期計画			H30 年度			R 元年度			R 2 年度
	H30	H31 (R元)	H32 (R2)	当初計画 公募件数	公募 件数	選定 件数	当初計画 公募件数	公募 件数	選定 件数	公募 件数
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	2	1	2	2	1 (0)	1	2	0	4
認知症対応型共同生活介護	4	2	1	2	2	2	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	4	2	1	2	2	2 (1)	1	1	0	3
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	0	1	1	0	0	1	0	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0
計	14	8	3	8	8	3	3	6	2	9

※施設整備は公募の翌年度中に整備し、翌々年度の開設を予定。 ※（ ）は辞退後の件数

3 公募圏域について

- (1) 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」の 2 種類については、圏域間の定員数に考慮し、既存の定員数が少数の圏域を対象とする。
- (2) 「小規模多機能型居宅介護」については、1 つの圏域に 2 事業所まで整備されることとなるように、未整備圏域及び 1 件整備済圏域を対象とする。
(未整備圏域に 2 件、又は、1 件整備済圏域に 1 件を整備する場合、同一圏域の他事業所から一定

の距離（直線距離で1km以上）を置くものとする。）
 (3)「看護小規模多機能型居宅介護」については、未整備圏域を対象とする。

【参考】施設・事業所の整備状況

圏域	包括名	介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)【公募数：4施設】						認知症対応型共同生活介護 【公募数：1施設】		小規模多機能型居宅介護 【公募数：3事業所】		看護小規模多機能型居宅介護 【公募数：1事業所】		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【公募数：0事業所】
		地域密着型		広域型		計		施設数	入所定員	事業所数	利用定員	事業所数	利用定員	事業所数
		施設数	入所定員	施設数	入所定員	施設数	入所定員							
1圏域	おきだて	1	29			1	29	4	63					
2圏域	すずかけ			1	90	1	90	2	36	1	29			
3圏域	中央	1	29			1	29	6	117	1	29			1
4圏域	東青森					0	0	5	90					
5圏域	南			4	260	4	260	11	214	1	29	1	27	
6圏域	東部	1	29	4	270	5	299	10	144	1	29			
7圏域	おおの	1	29			1	29	5	81	2	58			
8圏域	寿永			1	88	1	88	3	63	1	29			1
9圏域	のぎわ	1	14	2	86	3	100	7	135	1	29			
10圏域	みちのく	1	29			1	29	5	90	1	25			
11圏域	浪岡			1	50	1	50	3	54					
計		6	159	13	844	19	1,003	61	1,087	9	257	1	27	2

※現在整備中の事業所、令和元年度の公募で選定された施設及び事業所を含む。

※網掛け部分については、令和2年度の公募の対象としない圏域を表している。

4 スケジュール

公募期間	令和2年6月1日（月）～ 8月31日（月）（土日、祝日を除く。）
公募説明会	令和2年6月11日（木） 15:00～16:30
応募書類受付	令和2年8月17日（月）～ 8月31日（月）（土日を除く。）
審査・選考	① 一次審査（書類審査） 令和2年10月（予定） ② 二次審査（業務提案・質疑応答） 令和2年11月（予定） ※青森市地域密着型サービス等運営審議会において審査し、事業者を選考
選定	令和2年11月（予定） ※選考結果を踏まえ、市が事業者を選定

5 周知方法

6月1日号広報あおもり、市ホームページ及び事業者への電子メール